

全 員 協 議 会 資 料

令和7年8月21日

1. 使用料、手数料等の額の見直しに係る関係条例の整備について

(なばりの未来創造部)・・・P2～18

2. ごみ処理広域化の検討状況及び伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理 広域化施設適地選定委員会の共同設置について

(地域環境部)・・・P19～22

- ・伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化に係る検討の進捗状況
について・・・別冊

3. 地方独立行政法人名張市立病院の設立に係る事務手続について

(市立病院)・・・後日配布

4. 財産（GIGAスクール端末）の処分について

(教育委員会)・・・後日配布

5. その他（報告）

(1) 総合計画及び名張市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進状況について

(なばりの未来創造部)・・・P23

- ・令和7年度総合計画推進状況報告書・・・別冊
- ・第2期名張市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和6年度の取組）・・・別冊

(2) 「第2次名張市ばりばり食育推進計画」の推進状況について

(福祉子ども部)・・・P24～37

- ・「第2次名張市ばりばり食育推進計画」の推進状況について・・・別冊

(3) 「ばりっ子すくすく計画（第5次）～子どもの健全育成に関する基本計画～」 の推進状況について

(福祉子ども部)・・・P38～42

- ・「ばりっ子すくすく計画（第5次）～子どもの健全育成に関する基本計画～」
の推進状況について・・・別冊

使用料、手数料等の額の見直しに係る関係条例の整備について

1. 使用料、手数料等の見直しについて

(1) 趣旨及び背景

地方公共団体が提供する行政サービスに要する費用は、市民からの税収等を基にした公費で負担されています。その中でも、特定の者に特に利益を生じさせる行政サービスの提供のために必要な経費については、当該行政サービスの性質、市民全体の負担の公平性及び近隣自治体との均衡等の観点を踏まえ、受益者負担の原則に基づく適正な負担を求める必要があります。

昨年11月に策定した「名張市行財政改革プラン」では、財政健全化の取組として使用料、手数料等の見直しに取り組むこととしており、令和6年度に開催した「新たな財源の確保ワーキンググループ」においても、見直しの視点等について検討を進めるなど、昨今の光熱費や資材等の物価高騰をはじめ、郵便料金、労務費等の上昇を受け、行政サービスの受益者に応分の負担を求めることを目的として使用料、手数料等の見直しを実施しました。

(2) 見直しのポイント

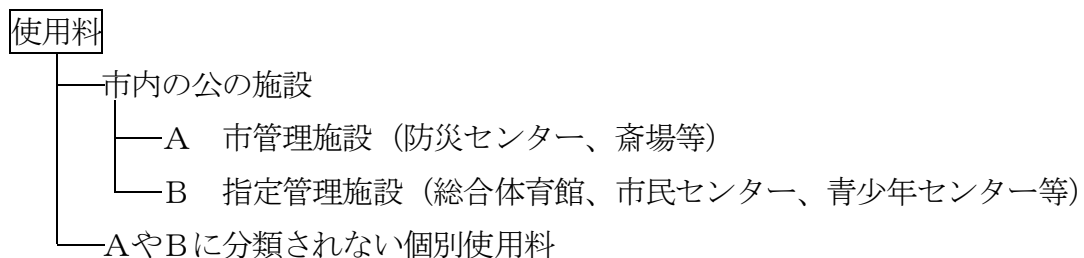
次の三つの視点に基づき、使用料、手数料等の見直しを行いました。

- ア. 受益と負担に係る公平性を考慮すること
- イ. 市民サービスに係る経費の増額分を考慮すること
- ウ. 近隣市の状況を考慮し、適正な価格を設定します。

(3) 使用料の見直しについて

ア. 検討対象

市内の公の施設（以下の分類におけるAとBの施設）



※検討対象外（A又はBに分類されない個別使用料）

- ・法令等により使用料を徴収できない施設

a. 維持補修費

＝施設全体の維持補修費（円）／施設全体の面積（㎡）

b. 物件費

＝年間の物件費（円）／施設全体の面積（㎡）

c. 施設の維持管理に要する人件費

＝施設全体の維持管理に要する人件費（円）／施設全体の面積（㎡）

d. 貸出業務に要する人件費

＝貸出業務に要する人件費（円）／貸出部分の面積（㎡）

e. 減価償却費

＝減価償却費（円）／貸出部分の面積（㎡）

※ 固定資産台帳に記載されている建設及び大規模改修等に係る取得費用と法定耐用年数に応じて算出します。

（イ）「原価」＝「1㎡当たりの時間単価」×「施設の貸出面積（㎡）」

（ウ）「仮算定使用料額（1時間当たり）」＝「原価」×「施設の性質別受益者負担率」

エ. 施設の性質別受益者負担率

使用料の額の算定に当たっては、施設を必需性や公共性等の性質別に分類し、各区分について「公費負担率」と「受益者負担率」を設定することにより、公平かつ公正な「受益者負担」の確立を目指しました。（次ページの「表：施設の性質別受益者負担率分類表」をご参照ください。）

表：施設の性質別受益者負担率分類表

			公共的必要性		
			市民が日常生活を営む上で必要となる大多数の市民が利用する施設	一定の公共性の下、特定の受益者の利便を図る施設	選択的要素が強く、利用者が限定されている施設
			大	中	小
市場性	民間事業者による類似・同種のサービスが提供されておらず、採算性の低い施設	小	第1分類 【公 費 100】 【受益者 0】	第2分類 【公 費 75】 【受益者 25】	第3分類 【公 費 50】 【受益者 50】
			隣保館 (目的利用) 教育集会所 (目的利用) 児童館 (目的利用)	郷土資料館 観阿弥ふるさと公園（舞台） 名張藤堂家邸 夏見廃寺展示館	
	民間事業者による類似・同種のサービスを料金収入で賄うべき施設	中	第4分類 【公 費 75】 【受益者 25】	第5分類 【公 費 50】 【受益者 50】	第6分類 【公 費 25】 【受益者 75】
			斎場（人体又は身体の一部・胞衣物等）	隣保館（市長が必要と認めるとき） 教育集会所（市長が必要と認めるとき） 児童館（市長が必要と認めるとき） 一ノ井老人福祉センター（目的外利用） 旧学校施設、市民情報交流センター 旧細川邸やなせ宿、防災センター、大型作業場 ※ 以下、指定管理制度による管理施設 総合福祉センターふれあい 青少年センター、勤労者福祉会館 市民テニスコート、市民野球場 市民陸上競技場、総合体育館 薦原公園テニスコート、薦原公園ソフトボール場 つつじが丘公園テニスコート つつじが丘公園運動場、八幡二号公園運動場 ターゲット・バードゴルフ場 新田ゲートボール場、市民ホッケー場 武道交流館いきいき、市民センター 国津の杜くにつふるさと館 国津の杜はぐくみ工房あららぎ	斎場（小動物）
	民間事業者が類似・同種のサービスを提供している採算性の高い施設	大	第7分類 【公 費 50】 【受益者 50】	第8分類 【公 費 25】 【受益者 75】	第9分類 【公 費 0】 【受益者 100】
					学 校 施 設 (目的外利用) リバーナホール 市営駐車場 美旗駅自転車駐車場

オ. 使用料の見直し結果

見直しを行った使用料の額の改定（案）は、P 9～「使用料見直し（案）の概要」のとおりです。

カ. その他

（ア）使用料の減免及び割増措置に関する見直しについて

施設ごとに個別に設定、適用している使用料の減額又は免除基準等について、引き続き、関係部局との意見交換、状況確認等を行う中で、受益と負担の公平性確保の観点から、継続した取組を進めます。

（イ）使用料の見直しと指定管理料について

指定管理者制度を導入している施設における利用料金（使用料）についても、令和8年4月からの見直しを予定しており、現行の指定期間中であっても新たな利用料金（使用料）を適用することとしています。ただし、この場合の指定管理料については、当該期間内での改定は原則行わず、次回更新時において、見直し後の利用料金（使用料）収入を踏まえて積算を行う方針です。

なお、現行の指定期間が令和7年度から令和11年度までの5年間である施設（例：武道交流館いきいき、体育施設等）については、指定期間が比較的長期に設定されていることから、令和9年度（指定期間の中間年度）に、見直し後の利用料金（使用料）による収支状況や運営実績の確認を行い、指定管理料の検証等を行うこととします。

（4）手数料の見直しについて

特定の行政サービスに係る手数料の額については、法令等により定められているものを除き、サービスに要する経費（人件費、委託料、賃借料等）を手数料の額の算定基礎として仮算定手数料額を求め、県内をはじめとする近隣自治体の状況などを勘案した上で額を見直しました。手数料の額の改定（案）については、P 18～「手数料見直し（案）の概要」のとおりです。

なお、事務の効率化や徴収業務の最適化の観点から、督促手数料の廃止について関係部局へのヒアリングの実施、廃止に伴う効果や課題についての意見交換を行いました。その結果、「納期内に納付いただいている方との公平性の観点（※納税規律の維持に関する懸念）」や「法令上の手続義務との関係（※地方税法上、手数料を廃止しても督促状の送付は必要）」などから、現時点での督促手数料の廃止は見送りました。

（5）使用料及び手数料等の定期的な見直しについて

原則として5年に1回程度の見直しを行うこととし、各施設が料金設定の際に用いた維持補修費や人件費等の原価のほか、社会情勢等に大きな変化が生じたときは、施設や行政サービスごとに適宜、見直しを行うものとします。

2. 使用料、手数料等の額の見直しに係る関係条例の整備について

(1) 改正の趣旨

物価高騰等の影響を踏まえ、行財政改革の取組の一環として受益者負担の見直しを図るため、手数料、使用料等の額を改定するほか、関係条例の規定を整備しようとするものです。

(2) 改正する関係条例

ア. 名張市市民センター条例の一部改正

(ア) 利用時間を午前9時から午後9時までとします。(現行：午前9時から午後10時まで)

(イ) 市民センターの利用料金を改定します。

イ. 名張市市税条例の一部改正

(ア) 固定資産課税台帳の閲覧又は写しの交付に係る手数料の額は、1の年度分につき、納税義務者ごとに400円(現行：300円)とします。

(イ) 固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付に係る手数料の額を改定します。

(ウ) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の弁償金の額は、450円(現行：300円)とします。

(エ) 所要の改正を行います。

ウ. 名張市手数料徴収条例の一部改正

(ア) 地番参考図の交付に係る手数料の規定を整備します。

(イ) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧の件数の計算は1人ごと(現行：20人ごと)に1件とします。

(ウ) 所要の改正を行います。

エ. 一ノ井老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正

一ノ井老人福祉センターの設置の目的以外の目的で集会室を使用させる場合の使用料の額は、次のとおりとします。

(ア) 午前9時から午後6時まで 1時間当たり300円

(イ) 午後6時から午後10時まで 1時間当たり360円

オ. 名張市斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正

小動物の火葬に係る使用料の額を改定します。

カ. 名張市国津の杜の設置及び管理に関する条例の一部改正

(ア) 利用時間を午前9時から午後9時までとします。(現行：午前9時から午後10時まで)

(イ) くにつふるさと館及びはぐくみ工房あらぎの利用料金を改定します。

キ. 名張市防災センターの設置及び管理に関する条例の一部改正

(ア) 防災研修室の使用時間を午前9時から午後9時までとします。(現行：午前9時から午後10時まで)

(イ) 防災研修室の使用料を改定します。

ク. 名張市火災予防条例の一部改正

タンクの水張検査及び水圧検査に係る手数料の額を改定します。

ケ. 名張市青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部改正

(ア) ホール及び舞台のみ利用に係る利用料金を改定します。

(イ) 設備器具及び音響器具に係る規定を整理します。

(ウ) 所要の改正を行います。

コ. 名張市体育施設使用条例及び名張市武道交流館いきいきの設置及び管理に関する条例の一部改正

施設の使用料の額を改定するほか規定を整理します。

(3) 施行期日

令和8年4月1日から施行し、同日の使用又は利用から見直し後の使用料等の額を適用します。ただし、名張市青少年センターについては、1年前から予約が取れることから、施行日以後に許可した使用から改正後の使用料等の額を適用します。

使用料見直し（案）の概要

施設 番号	項番	施設名	貸出スペース・区分等	単位 (時間・回数)	現行料金	仮算定 使用料額	改定案	改定率	備 考	(参考) 令和5年度実績	
										件数	調定額 (円)
1	1	市民センター	30平方メートル未満	1時間	100	150	150	1.50	・左記は午前9時～午後5時（改正前は午前9時～午後6時）における基本額であり、午後5時～午後9時（改正前は午後6時～午後10時）は1.2倍とします。 ・加算額について、設備器具の利用単位を「1回（4時間以内）」から「1時間」とし、以下のとおり改定します。 放送装置（設置型）1式 800円→200円 放送装置（簡易型）1式 100円→30円 舞台照明器具 1台 200円→50円 ピアノ 1式 1,000円→250円 映像器具 1式 200円→50円 持込電気器具（1キロワット未満）100円→30円 持込電気器具（1キロワット以上）300円→80円 風炉又は炉 100円→30円 厨房設備 1式 500円→130円	18,175	10,776,003
	2	市民センター	30平方メートル以上50平方メートル未満	1時間	200	250	250	1.25			
	3	市民センター	50平方メートル以上100平方メートル未満	1時間	300	500	450	1.50			
	4	市民センター	100平方メートル以上150平方メートル未満	1時間	500	750	750	1.50			
	5	市民センター	150平方メートル以上200平方メートル未満	1時間	600	1,000	900	1.50			
	6	市民センター	200平方メートル以上300平方メートル未満	1時間	1,000	1,500	1,500	1.50			
	7	市民センター	300平方メートル以上400平方メートル未満	1時間	1,500	2,000	2,000	1.33			
2	8	一ノ井老人福祉センター	集会室	1時間	200	380	300	1.50	・時間区分に応じて以下のとおり改定します。 午前9時～午後6時 200円→300円（左記内容） 午後6時～午後10時 240円→360円	0	0
3	9	斎場	小動物（30kg以上、収骨なし）	1時間	7,500	22,200	11,200	1.49	・市外の者が利用する場合 37,500円→56,000円	2	15,000
	10	斎場	小動物（30kg以上、収骨あり）	1時間	15,000	64,400	22,500	1.50	・市外の者が利用する場合 75,000円→112,500円	3	45,000
	11	斎場	小動物（10kg以上30kg未満、収骨なし）	1時間	4,500	14,600	6,700	1.49	・市外の者が利用する場合 22,500円→33,500円	40	180,000
	12	斎場	小動物（10kg以上30kg未満、収骨あり）	1時間	9,000	42,300	13,500	1.50	・市外の者が利用する場合 45,000円→67,500円	25	225,000
	13	斎場	小動物（10kg未満、収骨なし）	1時間	2,250	9,300	3,300	1.47	・市外の者が利用する場合 11,250円→16,500円	386	895,500
	14	斎場	小動物（10kg未満、収骨あり）	1時間	4,500	27,100	6,700	1.49	・市外の者が利用する場合 22,500円→33,500円	224	1,062,000
4	15	国津の杜	くにつふるさと館（研修室）	1時間	400	390	750	1.88	・左記は午前9時～午後5時（改正前は午前9時～午後6時）における基本利用料金であり、午後5時～午後9時（改正前は午後6時～午後10時）は1.2倍とします。 ・加算利用料金について、設備器具の利用単位を「1回（4時間以内）」から「1時間」とし、以下のとおり改定します。 放送装置（簡易型）一式 100円→30円 厨房設備 一式 500円→130円	136	113,520
	16	国津の杜	くにつふるさと館（和室）	1時間	200	100	250	1.25			
	17	国津の杜	くにつふるさと館（調理室）	1時間	200	140	250	1.25			
	18	国津の杜	くにつふるさと館（特産物開発室）	1時間	100	60	150	1.50			
	19	国津の杜	はぐくみ工房あららぎ（設備利用料金）	-	-	-	-	-		4	2,000

施設 番号	項番	施設名	貸出スペース・区分等	単位 (時間・回数)	現行料金	仮算定 使用料額	改定案	改定率	備 考	(参考) 令和5年度実績	
										件数	調定額 (円)
5	20	防災センター	防災研修室1	1時間	300	230	450	1.50	・左記は午前9時～午後5時（改正前は午前9時～午後6時）における基本使用料であり、午後5時～午後9時（改正前は午後6時～午後10時）は1.2倍とします。 ・加算使用料について、設備器具の利用単位を「1回（4時間以内）」から「1時間」とし、以下のとおり改定します。 放送装置（設置型）1式 800円→200円 放送装置（簡易型）1式 100円→30円 映像器具 1式 200円→50円	165	367,880
	21	防災センター	防災研修室2	1時間	300	270	450	1.50			
	22	防災センター	防災研修室3	1時間	500	490	900	1.80			
6	23	青少年センター	ホール（平日）	3時間	8,000	15,690	12,000	1.50	・時間区分に応じて以下のとおり改定します。 午前9時～正午 8,000円→12,000円（左記内容） 午後1時～午後5時 12,000円→16,000円 午後6時～午後10時 18,000円→20,000円 全日 35,000円→45,000円	86	2,629,300
	24	青少年センター	ホール（土・日・休日）	3時間	12,000	15,690	18,000	1.50			
	25	青少年センター	舞台のみ利用（平日）	3時間	4,000	15,690	6,000	1.50			
	26	青少年センター	舞台のみ利用（土・日・休日）	3時間	6,000	15,690	9,000	1.50			
	27	市民テニスコート	テニスコート	1時間	600	3,190	800	1.33			
8	28	市民野球場	野球場	3時間	1,200	1,410	1,500	1.25	・入場料等を徴収する場合、1日につき、入場料等の金額に応じて以下のとおり改定します。 500円未満 60,000円→75,000円 500円以上1,000円未満 84,000円→100,000円 1,000円以上 120,000円→150,000円	241	372,260

施設 番号	項番	施設名	貸出スペース・区分等	単位 (時間・回数)	現行料金	仮算定 使用料額	改定案	改定率	備 考	(参考) 令和5年度実績	
										件数	調定額 (円)
9	29	市民陸上競技場	個人利用	3時間	50	2,460	150	3.00	・中学生以下 20円→70円	1,540	3,672,053
	30	市民陸上競技場	団体利用	3時間	1,500	2,640	1,800	1.20	・入場料等徴収の有無、利用目的に応じて以下のとおり改定します。 入場料等徴収「無」 スポーツ 1,500円→1,800円 (左記内容) スポーツ以外 3,000円→3,600円 入場料等徴収「有」 スポーツ 30,000円→36,000円 スポーツ以外 150,000円→180,000円		
10	31	薦原公園テニスコート	テニスコート	1時間	400	170	500	1.25	・中学生以下 200円→250円	805	399,840
11	32	薦原公園ソフトボール場	ソフトボール場	3時間	800	450	1,000	1.25			
12	33	つつじが丘公園運動場	個人利用	3時間	50	750	100	2.00	・中学生以下 20円→50円	596	412,950
	34	つつじが丘公園運動場	団体利用	3時間	1,000	1,200	1,200	1.20	・入場料等徴収の有無、利用目的に応じて以下のとおり改定します。 入場料等徴収「無」 スポーツ 1,000円→1,200円 (左記内容) スポーツ以外 2,000円→2,400円 入場料等徴収「有」 スポーツ 20,000円→24,000円 スポーツ以外 100,000円→120,000円		
13	35	八幡二号公園運動場	個人利用	3時間	50	90	100	2.00	・中学生以下 20円→50円	117	452,075
	36	八幡二号公園運動場	団体利用	3時間	1,000	1,200	1,200	1.20	・入場料等徴収の有無、利用目的に応じて以下のとおり改定します。 入場料等徴収「無」 スポーツ 1,000円→1,200円 (左記内容) スポーツ以外 2,000円→2,400円 入場料等徴収「有」 スポーツ 20,000円→24,000円 スポーツ以外 100,000円→120,000円		
14	37	ターゲット・バードゴルフ場	個人利用	3時間	100	1,980	120	1.20	・中学生以下の者が使用する場合には、保護者又は指導者が同伴するものとします。この場合において、当該保護者又は指導者の使用料は、個人利用の使用料を徴収するものとします。	477	322,800
	38	ターゲット・バードゴルフ場	団体利用	3時間	2,000	870	2,400	1.20			
15	39	新田ゲートボール場	団体利用	3時間	500	1,080	600	1.20		166	30,000
16	40	市民ホッケー場	団体利用 (全面)	3時間	1,500	9,210	1,800	1.20		599	373,680
	41	市民ホッケー場	団体利用 (半面)	3時間	750	9,210	900	1.20			

施設 番号	項番	施設名	貸出スペース・区分等	単位 (時間・回数)	現行料金	仮算定 使用料額	改定案	改定率	備 考	(参考) 令和5年度実績	
										件数	調定額 (円)
17	42	総合体育館	競技場 (午前9時～正午)	3時間	3,500	4,980	4,200	1.20	・入場料等徴収の有無、利用目的に応じて以下のとおり改定します。 入場料等徴収「無」 アマチュアスポーツ (学校等) 1,750円→2,100円 アマチュアスポーツ (一般) 3,500円→4,200円 (左記内容) アマチュアスポーツ以外 14,000円→16,800円 スポーツ以外 (学校等) 3,500円→4,200円 スポーツ以外 (一般) 7,000円→8,400円 入場料等徴収「有」 アマチュアスポーツ (学校等) 7,000円→8,400円 アマチュアスポーツ (一般) 14,000円→16,800円 スポーツ以外 (学校等) 10,500円→12,600円 スポーツ以外 (一般) 21,000円→25,200円 興行を目的とする場合 105,000円→126,000円 一般公開日の個人利用 中学生以下 50円→70円 高校生以上 一般 120円→150円	1,978	7,299,395
	43	総合体育館	競技場 (午後1時～午後5時)	4時間	4,680	6,640	5,600	1.20	・入場料等徴収の有無、利用目的に応じて以下のとおり改定します。 入場料等徴収「無」 アマチュアスポーツ (学校等) 2,340円→2,800円 アマチュアスポーツ (一般) 4,680円→5,600円 (左記内容) アマチュアスポーツ以外 18,720円→22,400円 スポーツ以外 (学校等) 4,680円→5,600円 スポーツ以外 (一般) 9,360円→11,200円 入場料等徴収「有」 アマチュアスポーツ (学校等) 9,360円→11,200円 アマチュアスポーツ (一般) 18,720円→22,400円 スポーツ以外 (学校等) 14,040円→16,800円 スポーツ以外 (一般) 28,080円→33,600円 興行を目的とする場合 140,400円→168,000円 一般公開日の個人利用 中学生以下 50円→70円 高校生以上 一般 120円→150円		

施設 番号	項番	施設名	貸出スペース・区分等	単位 (時間・回数)	現行料金	仮算定 使用料額	改定案	改定率	備 考	(参考) 令和5年度実績	
										件数	調定額 (円)
	44	総合体育館	競技場 (午後6時～午後9時)	3時間	4,090	4,980	4,800	1.17	・入場料等徴収の有無、利用目的に応じて以下のとおり改定します。 入場料等徴収「無」 アマチュアスポーツ (学校等) 2,340円→2,400円 アマチュアスポーツ (一般) 4,090円→4,800円 (左記内容) アマチュアスポーツ以外 14,620円→19,200円 スポーツ以外 (学校等) 4,090円→4,800円 スポーツ以外 (一般) 7,600円→9,600円 入場料等徴収「有」 アマチュアスポーツ (学校等) 7,600円→9,600円 アマチュアスポーツ (一般) 14,620円→19,200円 スポーツ以外 (学校等) 11,110円→14,400円 スポーツ以外 (一般) 21,640円→28,800円 興行を目的とする場合 108,220円→144,000円 一般公開日の個人利用 中学生以下 50円→70円 高校生以上 一般 120円→150円		
	45	総合体育館	競技場 (午前9時～午後5時)	8時間	9,360	13,280	10,000	1.07	・入場料等徴収の有無、利用目的に応じて以下のとおり改定します。 入場料等徴収「無」 アマチュアスポーツ (学校等) 4,680円→5,000円 アマチュアスポーツ (一般) 9,360円→10,000円 (左記内容) アマチュアスポーツ以外 37,440円→40,000円 スポーツ以外 (学校等) 9,360円→10,000円 スポーツ以外 (一般) 18,720円→20,000円 入場料等徴収「有」 アマチュアスポーツ (学校等) 18,720円→20,000円 アマチュアスポーツ (一般) 37,440円→40,000円 スポーツ以外 (学校等) 28,080円→30,000円 スポーツ以外 (一般) 56,160円→60,000円 興行を目的とする場合 280,800円→300,000円		

施設 番号	項番	施設名	貸出スペース・区分等	単位 (時間・回数)	現行料金	仮算定 使用料額	改定案	改定率	備 考	(参考) 令和5年度実績	
										件数	調定額 (円)
	46	総合体育館	競技場 (午後1時～午後9時)	8時間	9,940	13,280	11,000	1.11	・入場料等徴収の有無、利用目的に応じて以下のとおり改定します。 入場料等徴収「無」 アマチュアスポーツ (学校等) 5,260円→5,500円 アマチュアスポーツ (一般) 9,940円→11,000円 (左記内容) アマチュアスポーツ以外 38,020円→44,000円 スポーツ以外 (学校等) 9,940円→11,000円 スポーツ以外 (一般) 19,300円→22,000円 入場料等徴収「有」 アマチュアスポーツ (学校等) 19,300円→22,000円 アマチュアスポーツ (一般) 38,020円→44,000円 スポーツ以外 (学校等) 28,660円→33,000円 スポーツ以外 (一般) 56,740円→66,000円 興行を目的とする場合 283,720円→330,000円		
	47	総合体育館	競技場 (午前9時～午後9時)	12時間	14,620	19,920	16,000	1.09	・入場料等徴収の有無、利用目的に応じて以下のとおり改定します。 入場料等徴収「無」 アマチュアスポーツ (学校等) 7,600円→8,000円 アマチュアスポーツ (一般) 14,620円→16,000円 (左記内容) アマチュアスポーツ以外 56,740円→64,000円 スポーツ以外 (学校等) 14,620円→16,000円 スポーツ以外 (一般) 28,660円→32,000円 入場料等徴収「有」 アマチュアスポーツ (学校等) 28,660円→32,000円 アマチュアスポーツ (一般) 56,740円→64,000円 スポーツ以外 (学校等) 42,700円→48,000円 スポーツ以外 (一般) 84,820円→96,000円 興行を目的とする場合 424,120円→480,000円		
	48	総合体育館	卓球室 (午前9時～正午)	3時間	150	120	200	1.33			
	49	総合体育館	卓球室 (午後1時～午後5時)	4時間	150	120	200	1.33			
	50	総合体育館	卓球室 (午後6時～午後9時)	3時間	150	120	200	1.33			
18	51	武道交流館いきいき	第1道場 (団体)	1時間	1,000	1,090	1,200	1.20	・利用目的、時間区分に応じて以下のとおり改定します。 スポーツ 午前9時～午後6時 1,000円→1,200円 (左記内容) 午後6時～午後10時 1,200円→1,500円 スポーツ以外 午前9時～午後6時 3,000円→3,600円 午後6時～午後10時 3,600円→4,500円	738	971,860

施設 番号	項番	施設名	貸出スペース・区分等	単位 (時間・回数)	現行料金	仮算定 使用料額	改定案	改定率	備 考	(参考) 令和5年度実績	
										件数	調定額 (円)
	52	武道交流館いきいき	第1道場 (個人)	1時間	100	6,900	120	1.20	・利用目的、時間区分に応じて以下のとおり改定します。 スポーツ 午前9時～午後6時 100円→120円 午後6時～午後10時 120円→150円 スポーツ以外 午前9時～午後6時 300円→360円 午後6時～午後10時 360円→450円		
	53	武道交流館いきいき	第2道場 (団体)	1時間	1,000	1,090	1,200	1.20	・利用目的、時間区分に応じて以下のとおり改定します。 スポーツ 午前9時～午後6時 1,000円→1,200円 (左記内容) 午後6時～午後10時 1,200円→1,500円 スポーツ以外 午前9時～午後6時 3,000円→3,600円 午後6時～午後10時 3,600円→4,500円	769	1,036,770
	54	武道交流館いきいき	第2道場 (個人)	1時間	100	6,620	120	1.20	・利用目的、時間区分に応じて以下のとおり改定します。 スポーツ 午前9時～午後6時 100円→120円 (左記内容) 午後6時～午後10時 120円→150円 スポーツ以外 午前9時～午後6時 300円→360円 午後6時～午後10時 360円→450円		
	55	武道交流館いきいき	弓道場 (団体)	1時間	700	760	800	1.14	・利用目的、時間区分に応じて以下のとおり改定します。 スポーツ 午前9時～午後6時 700円→800円 (左記内容) 午後6時～午後10時 840円→1,000円 スポーツ以外 午前9時～午後6時 2,100円→2,400円 午後6時～午後10時 2,520円→3,000円	105	793,220
	56	武道交流館いきいき	弓道場 (個人)	1時間	100	34,050	120	1.20	・利用目的、時間区分に応じて以下のとおり改定します。 スポーツ 午前9時～午後6時 100円→120円 (左記内容) 午後6時～午後10時 120円→150円 スポーツ以外 午前9時～午後6時 300円→360円 午後6時～午後10時 360円→450円		
	57	武道交流館いきいき	多目的ホール (大)	1時間	600	180	800	1.33	・時間区分に応じて以下のとおり改定します。 午前9時～午後6時 600円→800円 (左記内容) 午後6時～午後10時 720円→1,000円	798	1,607,535

施設 番号	項番	施設名	貸出スペース・区分等	単位 (時間・回数)	現行料金	仮算定 使用料額	改定案	改定率	備 考	(参考) 令和5年度実績	
										件数	調定額 (円)
	58	武道交流館いきいき	多目的ホール (小)	1時間	400	130	500	1.25	・時間区分に応じて以下のとおり改定します。 午前9時～午後6時 400円→500円 (左記内容) 午後6時～午後10時 480円→700円		
	59	武道交流館いきいき	市民交流室 (団体)	1時間	700	2,610	1,000	1.43	・時間区分に応じて以下のとおり改定します。 午前9時～午後6時 700円→1,000円 (左記内容) 午後6時～午後10時 840円→1,200円	1,113	1,450,980
	60	武道交流館いきいき	市民交流室 (個人)	1時間	100	280	120	1.20	・時間区分に応じて以下のとおり改定します。 午前9時～午後6時 100円→120円 (左記内容) 午後6時～午後10時 120円→150円		
	61	武道交流館いきいき	和室 (1)	1時間	150	40	200	1.33	・時間区分に応じて以下のとおり改定します。 午前9時～午後6時 150円→200円 (左記内容) 午後6時～午後10時 180円→240円	565	466,430
	62	武道交流館いきいき	和室 (2)	1時間	150	40	200	1.33	・時間区分に応じて以下のとおり改定します。 午前9時～午後6時 150円→200円 (左記内容) 午後6時～午後10時 180円→240円		
	63	武道交流館いきいき	料理教室	1時間	300	90	400	1.33	・時間区分に応じて以下のとおり改定します。 午前9時～午後6時 300円→400円 (左記内容) 午後6時～午後10時 360円→500円	60	105,240
	64	武道交流館いきいき	工芸室	1時間	300	100	400	1.33	・時間区分に応じて以下のとおり改定します。 午前9時～午後6時 300円→400円 (左記内容) 午後6時～午後10時 360円→500円	197	162,590
	65	武道交流館いきいき	まちづくり活動室	1時間	200	60	300	1.50	・時間区分に応じて以下のとおり改定します。 午前9時～午後6時 200円→300円 (左記内容) 午後6時～午後10時 240円→360円	515	371,120
	66	武道交流館いきいき	会議室1	1時間	200	60	300	1.50	・時間区分に応じて以下のとおり改定します。 午前9時～午後6時 200円→300円 (左記内容) 午後6時～午後10時 240円→360円	656	575,880
	67	武道交流館いきいき	会議室2	1時間	200	50	300	1.50	・時間区分に応じて以下のとおり改定します。 午前9時～午後6時 200円→300円 (左記内容) 午後6時～午後10時 240円→360円	293	234,740

施設 番号	項番	施設名	貸出スペース・区分等	単位 (時間・回数)	現行料金	仮算定 使用料額	改定案	改定率	備 考	(参考) 令和5年度実績	
										件数	調定額 (円)
	68	武道交流館いきいき	健康トレーニング室 (会員)	12回	3,000	1,800	4,000	1.33	・会員の同室の利用回数は、2月につき、12回を限度とします。 ・時間区分、利用者に応じて以下のとおり改定します。 午前9時～午後6時 3,000円→4,000円 (左記内容) 午後6時～午後10時 3,600円→4,800円 中学生以下 午前9時～午後6時 1,500円→2,000円 午後6時～午後10時 1,800円→2,400円	4,029	1,183,280
	69	武道交流館いきいき	健康トレーニング室 (一般)	4時間	300	600	400	1.33	・1回の利用時間は、4時間を限度とします。 ・時間区分、利用者に応じて以下のとおり改定します。 午前9時～午後6時 300円→400円 (左記内容) 午後6時～午後10時 360円→480円 中学生以下 午前9時～午後6時 150円→200円 午後6時～午後10時 180円→240円		

手数料見直し（案）の概要

項番	根拠条例	手数料の種類又は名称	現行料金	仮算定額	改定案	改定率	備 考	(参考) 令和5年度実績	
								件数	調定額 (円)
1	名張市市税条例（第72条の2第1項）	固定資産課税台帳の閲覧等の手数料	300	410	400	1.33		125	37,500
2	名張市市税条例（第72条の3第1項第1号）	固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料（土地）	300	410	400	1.33		3,381	1,014,300
3	名張市市税条例（第72条の3第1項第2号）	固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料（家屋）	300	410	400	1.33			
4	名張市市税条例（第90条第8項）	原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等	300	6,660	450	1.50		31	9,300
5	名張市手数料徴収条例（別表第1の13号）	住民基本台帳の一部の写しの閲覧	300	300	300	1.00	・住民基本台帳の一部の写しの閲覧にあつては、20人以内をもって1件としているところ、1人ごとに1件に改定します。	6	1,800
6	名張市手数料徴収条例（別表第1の20号）	租税、公課に関する証明	300	410	400	1.33	・課税証明書、非課税証明書又は所得証明書の多機能端末機（コンビニエンスストア等）による交付の場合は300円とします。	6,066	1,819,800
7	名張市手数料徴収条例（別表第1の21号）	納税証明	300	410	400	1.33		1,288	386,400
8	名張市手数料徴収条例（別表第1の40号）	固定資産税に係る地番参考図	300	460	500	1.67		1,406	421,800
9	名張市火災予防条例（第77条第2項第1号）	水圧検査手数料	4,000	-	6,000	1.50		0	0
10	名張市火災予防条例（第77条第2項第2号ア）	水圧検査手数料（600リットル以下）	4,000	-	6,000	1.50		0	0
11	名張市火災予防条例（第77条第2項第2号イ）	水圧検査手数料（600リットルを超えるもの）	7,000	-	11,000	1.57		0	0

ごみ処理広域化の検討状況及び伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化施設適地選定委員会の共同設置について

1. ごみ処理広域化の検討状況について

本年1月21日の全員協議会において、伊賀市、笠置町及び南山城村とのごみ処理広域化の検討状況について報告させていただきました。

以降「伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会」（以下「検討協議会」といいます。）を2回、「伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化基本構想検討委員会」（以下「検討委員会」といいます。）を2回開催し、ごみ処理広域化基本構想（以下「基本構想」といいます。）の策定に向けた検討を進めています。

また、ごみ処理広域化施設の候補地の選定作業を早急に行うという検討協議会での決定を受け、検討協議会の構成市町村の職員による「伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化施設候補地検討部会」（以下「候補地検討部会」といいます。）を設置し、候補地の検討も進めているところです。

2. これまでの検討状況について

（1）検討協議会

ア. 第2回検討協議会（令和7年4月28日開催）

<協議内容>

- ・基本構想検討委員会の進捗状況報告について
- ・候補地の検討について
- ・今後のごみ処理広域化検討スケジュールについて

イ. 第3回検討協議会（令和7年8月12日開催）

<協議内容>

- ・基本構想検討委員会の進捗状況報告について
- ・候補地検討の進捗について
- ・今後のごみ処理広域化検討スケジュールについて

（2）検討委員会

ア. 第3回検討委員会（令和7年3月25日開催）

<検討内容>

- ・ごみ排出量の見込み（目標数値）

- ・中間処理量及び施設規模
- ・ごみ質の推計
- ・プラントメーカー等アンケート調査概要
- ・プラントメーカー等アンケート内容確認

イ. 第4回検討委員会（令和7年7月14日開催）

＜検討内容＞

- ・アンケート結果及び広域化メニューの評価方法（定量評価）
- ・広域化メニューの比較検討（定量評価）
- ・広域化メニューの評価方法（定性評価）
- ・ごみ焼却施設の処理方式

（3）候補地検討部会（非公開）

ア. 第1回候補地検討部会（令和7年5月26日開催）

＜検討内容＞

候補地抽出に係る詳細条件の整理等

イ. 第2回候補地検討部会（令和7年8月4日開催）

＜検討内容＞

候補地の整理等

※（1）から（3）までの詳細については、資料をご参照ください。

3. 今後の検討事項について

（1）基本構想の策定

基本構想の内容は、大きく「基礎調査」、「広域化に向けた現状分析」、「将来予測」、「ごみ焼却施設、リサイクル施設の広域化メニュー案の検討」、「広域化の検討と整理」という五つの項目に基づいた構成となります。このうち、協議が終わっていない項目についての協議を進め、本年度中の策定を目指します。

- ・「ごみ焼却施設、リサイクル施設の広域化メニュー案の検討」についての協議
- ・「広域化の検討と整理」についての協議
- ・中間案の作成、パブリックコメントの実施
- ・パブリックコメントの対応、最終案の作成
- ・基本構想による4市町村での広域化の参画判断

（2）候補地の検討

候補地を早急に決定するために4市町村共同で選定作業を進めていきます。

- ・候補地検討部会における選定条件に基づく絞り込み作業
- ・候補地検討部会で絞り込みを行った候補地の比較検討のため、学識経験者を含めた附属機関として「伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化施設適地選

定委員会」（以下「適地選定委員会」といいます。）を設置

- ・ 4市町村から適地選定委員会へ諮問
- ・ 適地選定委員会での検討に対する専門的知見からの補助を行うため、コンサルタン
ト会社へ支援業務を委託
- ・ 適地選定委員会での検討結果に基づき、4市町村長により候補地を決定

4. 適地選定委員会の共同設置について

（1）共同設置の目的

ごみ処理広域化施設の整備に要する適地を選定するため、4市町村の附属機関として、
地方自治法の規定に基づき適地選定委員会を共同設置します。

（2）共同設置に係る手続等

地方自治法の規定に基づき、適地選定委員会設置条例及び協議による規約を定め、適
地選定委員会を共同設置することについて、議会の議決が必要となります。

（3）適地選定委員会設置条例に定める主な内容

ア. 設置目的

イ. 所掌事務

（4）規約に定める主な内容

ア. 設置目的

イ. 執務場所

ウ. 所掌事務

エ. 委員会の組織

オ. 委員の選任

カ. 会議

キ. 委員会の事務を補助する職員

ク. 予算

ケ. 負担金

コ. 委員の身分の取扱いに関する条例等

（5）共同設置時期

令和7年10月1日に設置します。

5. 関連して提出する議案

（1）伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化施設適地選定委員会設置条例 の制定について

（2）伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化施設適地選定委員会の共同設 置について

6. 条例の施行期日

5（１）の「伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化施設適地選定委員会設置条例」は、令和7年10月1日から施行します。

総合計画及び名張市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進状況について

1. 総合計画及び名張市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進について

本市では、基本構想の計画期間を令和5年度からの10年間として、市政運営の総合的・基本的な指針を示す総合計画「なばり新時代戦略」（第1次基本計画：令和5～8年度、第2次基本計画：令和9～12年度）（以下「総合計画」といいます。）を策定し、3つの重点プロジェクト（産業をおこす、若者でにぎわいをおこす、地域と多様に関わる人をおこす）と7つの基本施策（はぐくむ、つなぐ、つくる、すすめる、ささえる、ととのえる、まもる）を柱とした様々な取組を進めています。

また、国が地方創生と人口減少社会の克服に向けた取組の一体的な推進を図ることを目的に策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の地方版総合戦略として、本市におきましても「名張市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和2～6年度）を策定し、各種施策に取り組んでいるところです。

2. 推進状況の報告書について

総合計画に掲げる3つの重点プロジェクト及び7つの基本施策の令和6年度の取組等の推進状況を別冊資料①「令和7年度 総合計画推進状況報告書」として、また、「名張市まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、3つの重点プロジェクト（元気創造プロジェクト、若者定住プロジェクト、生涯現役プロジェクト）の令和6年度の取組等の推進状況を別冊資料②「第2期 名張市まち・ひと・しごと創生総合戦略 [令和6年度の取組]」として、それぞれ報告書にして整理しました。

3. 推進状況の公表について

各推進状況の報告書については、市ホームページで公表するほか、各市民センターに備え付けることで周知するとともに、本市の施策について市民から意見を募り、寄せられた意見については、今後の市政推進の参考として取り扱います。

「第2次名張市ばりばり食育推進計画」の推進状況について

1. 「第2次名張市ばりばり食育推進計画」の推進について

名張市ばりばり食育条例（以下「条例」といいます。）は、本市の食育推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民、教育関係者、福祉関係者、医療関係者、農林水産業者及び食品関連事業者の役割を明らかにするとともに、食育の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市民一人一人が食を正しく学び、地域の特性を生かした食育を実践し、健康で文化的な市民生活と活力ある市の実現に資することを目的とし、平成25年10月に制定されました。

本市では、この条例に基づき、市民、事業者等との協働により、あらゆる機会及び場所を利用して、食育に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、平成27年3月に「名張市ばりばり食育推進計画（平成27年度～平成31年度）」を、令和2年3月に「第2次名張市ばりばり食育推進計画（令和2年度～令和6年度）」を策定し取組を推進しています。なお、同計画は、令和6年度に計画期間の見直しを行い、令和8年度まで2年間延長しました。

2. 推進状況の報告書について

庁内会議において各室から報告があった令和6年度取組状況及び令和7年度計画を別冊資料としてまとめました。

3. 推進状況の公表について

推進状況については、令和7年7月10日に開催した名張市食育推進会議において報告しました。今後、市ホームページに公表する予定です。

第2次名張市ばりばり食育推進計画に係る

「令和6年度の実施」及び「令和7年度の計画」について



名張市

朝食リーフレット

- 市内の児童生徒に配付して、それぞれの学年の実態に合わせた指導に活用しました。給食だよりにQRコードを添付したり、ロイロノートを活用したりして、保護者への啓発も行いました。また、小学校の給食委員会がリーフレットを活用した動画を作成して全校児童に発信するなどの工夫をした学校もありました。



なばりしきういといんかい
名張市教育委員会

◎心と体の健康と関係しています◎

朝ごはんを毎日食べていると、「集中できない」「イライラする」といったことが少なく、心の状態を良好に保つことができるという報告がされています。また、家族や友だちについて「大切だ」「いっしょにいて楽しい」などの気持ちが強くなることもわかっています。さらに、体方にも良い影響があるとの調査結果が出ています。

◎食事の栄養バランスと関係しています◎

朝ごはんを毎日食べることは、良好な生活リズムと関係しているとの調査結果が報告されています。

1回の食事ととれる栄養素の量には限界があります。朝ごはんをしっかりと食べることで、一日に必要な栄養素をとることができます。

(参考 農林水産省 朝食を毎日食べるとどんないいことがあるの?)



あさ 朝ごはんをステップアップしよう!

①まずは食べることから

おにぎり、パン、フルーツなど食べやすいものから始めてみましょう!



②2品に増やそう

ごはんやパンなどの主食におかずを1品追加してみましょう!!



③栄養バランスを考えよう

肉・魚・卵などのおかずを追加して、少しずつステップアップしていきましょう!!!



学校教育室

こども食堂

- 市内で活動しているこども食堂(5団体)が、情報共有や横のつながりを目的とし、こども食堂ネットワークの連絡会を初めて開催しました。
- 令和6年11月17日(日)の「ふれあいフェスティバル」にて、こども食堂の周知や地域交流等を目的に、こども食堂を開催しました。こども95人、大人89人の方が来店されました。また、ボランティアも38人来てくれました。



子ども家庭室

食物アレルギー対応マニュアル

●各施設において、マニュアルに基づき適切にアレルギー疾患への対応に取り組んでいますが、毎年事故やヒヤリハット事例が報告されています。そこで、報告事例を検証し、対応の課題を整理して「保育施設給食における食物アレルギー対応マニュアル」を改訂しました。主な変更点は、保育施設での食物アレルギー対応食を「完全除去」又は「解除」の二つの選択肢に絞る対応を目指すとした点です。

病型・治療		保育施設での生活上の留意点		主治医と緊密な連携が必要な場合のみ記入ください	
□□ 食物アレルギー アナフィラキシー	A. 食物アレルギー病型 1. 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎 2. 即時型 3. その他 (新生児・乳児消化管アレルギー・口腔アレルギー症候群・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・その他:)	A. 給食・離乳食 1. 管理不要 2. 管理必要(管理内容については、病型・治療のC、欄及び下記C、E欄を参照)		医療機関名 医師名 電話	
	B. アナフィラキシー病型(アナフィラキシー既往ありの場合のみ記載) 1. 食物 (原因:) 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 医薬品 4. ラテックスアレルギー 5. 昆虫 6. その他 ()	B. アレルギー用調整粉乳 1. 不要 2. 必要 下記該当ミルクに○、又は()内に記入 ミルフィーHP・ニューMA-1・MA-mi・ベプディエット エレメンタルフォーミュラ・その他()		緊急連絡先 記載日 令和 年 月 日 医師名(押印またはサイン) 医療機関名 電話	
	C. 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ()内に除去根拠を記載 1. 鶏卵 《 》 2. 牛乳・乳製品 《 》 3. 小麦 《 》 4. ソバ 《 》 5. ピーナッツ 《 》 6. 大豆 《 》 7. ゴマ 《 》 8. ナッツ類* 《 》 (すべて・クルミ・カシューナッツ・アーモンド) 9. 甲殻類* 《 》 (すべて・エビ・カニ) 10. 軟体類・貝類* 《 》 (すべて・イカ・タコ・ホタテ・アサリ) 11. 魚卵* 《 》 (すべて・イクラ・タラコ) 12. 魚類* 《 》 (すべて・サバ・サケ) 13. 肉類* 《 》 (鶏肉・牛肉・豚肉) 14. 果物類* 《 》 (キウイ・バナナ) 15. その他 () *は()の中の該当する項目に○をするか具体的に記載すること	C. 除去食品においてより厳しい除去が必要なもの 病型・治療のC、欄で除去の際に、より厳しい除去が必要となるものみに○をつける ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります 1. 鶏卵 : 卵殻カルシウム 2. 牛乳・乳製品 : 乳糖 3. 小麦 : 醤油・酢・麦茶 4. 大豆 : 大豆油・醤油・味噌 5. ゴマ : ゴマ油 6. 鶏卵 : かつおだし・いりこだし 7. 肉類 : エキス			
	D. 緊急時に備えた処方箋(有 無) ※使用方法はF(特記事項)に記載 1. 内服薬 (抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 薬品名() 形状 : 散(1回 袋) 錠剤(1回 錠) 液(1回 cc) その他() 2. アドレナリン自己注射薬「エピペン®」 3. その他 ()	D. 食物・食料を扱う活動 1. 管理不要 2. 原因食料を教材とする活動の制限() 3. 調理活動時の制限 () 4. その他 () E. 宿泊や運動を伴う活動 1. 配慮不要 2. 食事やイベントの際に配慮が必要 3. 運動に配慮が必要 F. 特記事項 (その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合には、医師が保護者と相談の上記載。対応内容は保育施設が保護者と相談の上決定)			



保育幼稚園室

人生100年健康チェックで歯っぴーライフ

- 口腔機能の低下や低栄養を防ぐため、後期高齢者健診を受診した方を対象にオーラルフレイルの重症化予防として「人生100年健康チェックで歯っぴーライフ」を開催し、歯科指導と栄養指導を行いました。15人の市民が参加しました。

人生100年
健康チェックで歯っぴーライフ

引換券
R6.7.31

ご予約
2024年 7月 31日(水)
10:00~12:00(満77才)

名張市役所 1階大会議室

いつでも健康でいるために健康チェックをしてみませんか?

内容
栄養の話・歯の話

- ✓ バタカラ測定 (口や舌の筋力を測定)
- ✓ 吹き戻し (複式呼吸や口元の筋肉をつける訓練)
- ✓ 咀嚼ガム (噛む力の測定)
- ✓ リッツ測定 (足の筋力、パワー、スピード、バランスの測定)

お申込・問い合わせ
名張市役所 健康・子育て支援室 ☎63-6970
(平日8:30~17:15)
申込期限 7月12日(金)定員30名(先着)
ご家族同伴での参加も可能です。予約時にお申し出ください。

申込者限定 おみやげをご用意します。🍴🍵
歯ブラシ・お茶碗など
※同封のアンケートを記入し、当日ご持参ください。

この案内は市有の施設高齢者健診を要請し、指定項目に該当した方にお送りしています。



健康・子育て支援室

市民公開講座

- 三重大大学の先生方を講師に、心臓を守るための運動と食事をテーマとして「心臓を守る食事のコツ」と「心臓と体を元気に保つ運動と生活術」の講演会を実施しました。121人の市民が参加しました。

あなたの心臓を守るために
今日からできる運動と食事のコツ

市民公開講座

2025年3月15日(土) 開始時間:14時
(15時30分終了予定)

名張市武道交流館
いきいき多目的ホール
三重県名張市盛持町里2928

●オープニング 北川 裕之 ●名張市長

●講演① 小出 知史 ●講演② 藤本 直紀

●三重大学医学部附属病院
栄養診療部

●三重大学大学院医学系研究科
循環器・腎臓内科学 准教授

心臓を守る食事のコツ

疲れやすさや息切れを
感じていませんか?心臓と体を
元気に保つ運動と生活術

●Q&Aコーナー 皆さんの質問にお答えします

●閉会の挨拶 谷川 高士 ●NPO法人みえ循環器・腎臓系ネットワーク理事
松阪中央総合病院 副院長



健康・子育て支援室

ベジチェック

- 明治安田生命、市庁舎食堂弥助の協力によりベジチェック測定会を開催しました。ベジチェックは簡単に野菜摂取量を測定でき、その結果を基に食生活を見直すきっかけづくりを行いました。85人の市民と職員が参加しました。

野菜
食べていますか？ **ベジチェック測定会**

1日に必要な野菜摂取量は350g！
あなたの野菜摂取量はどれくらい？

日時・場所 3月7日（金）11:30～14:00
市庁舎食堂 弥助（市役所地下1階）

内容 センサーに約30秒手を当てるだけで
野菜摂取量レベルを測定できます。

申し込み 申し込み不要！会場までお越しください。

+1
毎日野菜をプラス1皿

名張市ばりばり
食育推進計画推進中

主催：健康・子育て支援室 共催：市庁舎食堂 弥助 協力：明治安田生命



健康・子育て支援室

オーガニックビレッジ宣言

●令和6年7月27日、伊賀市と合同で「オーガニックビレッジ宣言」を行いました。JAいがふるさと、三重県伊賀農林事務所、伊賀有機農業推進協議会の代表者立会いの下、これまでの慣行農業を推進しつつ、地域ぐるみで環境に配慮した農業を推進することを発信しました。また、マルシェを開催し、有機農業・オーガニックについての情報発信や環境に配慮して栽培された農産物の販売等を行いPRしました。



農林資源室

名張で世界とつながろう！多文化共生展示会

- 10月1日から31日まで、市役所の1階のロビーにて多文化共生展示会を実施しました。市民の多文化共生意識の向上のための機会として、名張市内に住む外国人人口の上位6位までの国について食文化、名所、民族衣装等を展示しました。代表的な料理が紹介され、日本で食べることができるものもあり、食文化の交流が進んでいる事が分かりました。1月には外国人と共生社会の実現をめざす啓発月間として、多文化共生センターでも同内容の展示をし、来館する方々に紹介する機会となりました。



人権・男女共同参画推進室

有機農業体験・食文化体験

●『サステナブルを意識した本格的な有機農業体験』と『収穫した有機野菜で伝統料理を作り味わう食文化体験』が一連となった地域ぐるみの取組を学ぶ体験コンテンツの企画・造成を支援しました。

- ▶体験コンテンツ①化学肥料や化学農薬を使わない独自ブランド米づくり体験、季節ごとに採れる有機野菜(ほうれん草、いんげん、トマト、さつまいも、大根等)の収穫体験等
- ▶体験コンテンツ②季節ごとに採れる有機野菜の収穫を行い、地域の古民家において、「のっぺ」等の郷土料理を地域住民から歴史や由来を教わりながら一緒に作る体験



観光交流室

食品ロス削減レシピの紹介や 「完食！二十面相出没店」の登録拡大！

- 名張近鉄ガス株式会社主催のぼりっこレシピコンテストに審査員として参加しました。小中学生が考えたメニューを審査し、食品ロス削減への工夫や料理をすることに対する興味・関心の高さを感じました。受賞レシピは、ホームページなどに掲載し食品ロス削減の推進・啓発に努めました。
- 事業系食品ロスを減らすため、市内飲食店を訪問し食品ロス削減に協力いただける店舗(＝「完食！二十面相出没店」)の登録拡大に取り組みました。登録店には、3010運動などの食品ロス削減を啓発する卓上のぼりやコースターを配布し設置していただきました。令和6年度は新たに5店の飲食店にご登録いただき登録店数は合計で18店となりました。



環境対策室

目標値

項目		策定時 (平成30年度)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	目標値 (令和8年度)
①	朝食を毎日食べている児童の割合（小学6年生対象） 「全国学力・学習状況調査」朝食を「毎日食べている」「どちらかといえば食べている」と回答した割合	93.3%	95.3%	92.5%	95.4%	95.0%	95.1%	91.9%			97.0%
	朝食を毎日食べている生徒の割合（中学3年生対象） 「全国学力・学習状況調査」朝食を「毎日食べている」「どちらかといえば食べている」と回答した割合	92.0%	96.1%	91.8%	93.0%	92.0%	92.1%	93.3%			97.0%
②	学校給食における名産産食材を使用する割合 「学校給食における地場産物活用状況調査」食材数ベース	20.8%	23.7%	23.7%	23.3%	20.2%	23.3%	14.8%			30.0%
③	児童生徒の肥満傾向児の割合 「学校健康状態調査」肥満度20%以上の児童生徒の割合	7.9%	8.4%	8.7%	8.9%	9.7%	9.4%	9.2%			6.0%
④	40歳以上の肥満者の割合 名張市国民健康保険被保険者のうち40歳以上75歳未満の人が特定健康診査を受診しBMIが25%以上の人の割合	26.2%	27.6%	28.1%	29.3%	27.5%	27.2%	28.1%			20.0%
⑤	特定健康診査受診率（国民健康保険） 【データヘルス計画】名張市国民健康保険被保険者のうち40歳以上75歳未満の人が特定健康診査を受診した割合	42.4%	43.1%	43.3%	43.9%	44.1%	42.6%	43.9%			60.0%
⑥	健康な暮らしを送っていると感じている市民の割合 【市民意識調査】	77.8%	81.6%	81.5%	81.7%	82.0%	80.0%	81.1%			83.0% ※（令和4年度）
⑦	名張の農産物（米・果樹・野菜等）の消費量や知名度が高まっていると感じる市民の割合 【市民意識調査】	46.6%	42.4%	43.8%	42.1%	43.3%	42.1%	36.6%	—	—	—
	参考) 名張市の農産物を消費している市民の割合（地産地消の割合）					68.1%	66.3%	62.0%			73.8% ※（令和8年度）

※目標値は総合計画で設定する目標値・目標年度を設定しています。

令和7年度の取組



朝食

健やかな心と体を育む
生活習慣の形成

多様な関係者の連携・協働

積極的な情報提供

トモシヨク 共食

豊かな食生活を送るための望ましい
食習慣の定着

地産地消

地産地消の取組

共食とは、一人ではなく、家族や友人など誰かと共に食事すること。
トモシヨクとは、共食の意味を込めながら、仕事と生活の調和の実現を推進すること。

「ばりっ子すくすく計画（第5次）～子どもの健全育成に関する基本計画～」の 推進状況について

1. ばりっ子すくすく計画について

本市では、次世代を担う社会の宝である子どもたちの権利を保障し、心身共に健全に育むことを目的に平成18年3月に市で初めての議員提案による「名張市子ども条例」を制定しました。この条例の下、平成21年3月に具体的にどのように行動していくべきかをまとめた「ばりっ子すくすく計画」を策定しました。その後3年ごとに見直しを行い、令和4年度から令和6年度までは、第5次計画に基づき施策を推進しました。

2. ばりっ子すくすく計画（第5次）の推進状況について

ばりっ子すくすく計画では、子どもの大切な権利である、生きる権利、育まれる権利、守られる権利、参加する権利を四つの柱として、市や学校等が取り組む行動計画を支えている事業ごとに「令和6年度の取組実績」、「令和6年度の取組実績に対する課題」として整理しました。

3. 第5次計画における新たな取組について

第5次計画では、子どもを健全に育成するための取組を着実に引き継いでいくことが重要と考え、基本計画の基本的な考え方の変更は行わないこととしましたが、社会情勢の変化やそれに伴う本市の施策展開などにより、特に注視すべき取組について計画に反映するよう見直しを行いました。

その中で、新たな行動計画として位置付けたものが、育まれる権利における「7. 困難を抱える子どもや家庭を支援します」の取組目標であり、ヤングケアラーの支援をはじめ、子どもの貧困対策を推進するとともに、外国籍の子どもへの支援の充実を図るものです。

また、同様に特に注視すべき取組として掲げている「相談支援機能の強化と子どもの居場所づくりの更なる推進」や「『名張市子ども条例』の啓発に係る取組の更なる充実」については、各取組の中において反映しています。

4. 資料の公表について

令和6年度の「ばりっ子すくすく計画（第5次）～子どもの健全育成に関する基本計画～」の推進状況については、市ホームページで公表します。

ばりっ子すくすく計画（第5次） 令和6年度推進状況（概要版）

第5次計画期間：令和4年度から令和6年度まで

生きる権利、育まれる権利、守られる権利、参加する権利の四つの柱に沿って、市や学校等が取り組む事業を「令和6年度の実績」と「令和6年度の実績に対する課題」として整理

第5次計画において特に注視すべき取組

- ①困難を抱える子どもや家庭への支援
- ②相談支援機能の強化と子どもの居場所づくりの更なる推進
- ③名張市子ども条例の啓発に係る取組の更なる充実

①困難を抱える子どもや家庭への支援

【取組実績】

- ・ 支援対象児童の居宅を訪問し、状況の把握や食事の提供などを行うことでヤングケアラーを把握
- ・ 食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行などの家事支援を行う体制を構築し、ヤングケアラーを支援
- ・ 「ふれあいフェスタ」にて子ども食堂を開催
(なばりこども地域食堂ネットワーク連絡会を名張市社会福祉協議会と共催)
- ・ 要保護児童対策及びDV対策地域協議会において、関係機関との連携や役割分担等の協議を実施
代表者会議(1回)、実務者会議(5回)、ケース検討会議(14回)

【課題とこれからの取組】

- ・ ヤングケアラーに気付くことが支援の始まりになることから、引き続き関係機関と連携し、ヤングケアラーの把握を行う必要があります。また、支援の資源が限られていることから、ヤングケアラーの支援として、従来からの資源の活用方法や、新たな資源の発掘を検討し、支援の手立てを増やしていきます。
- ・ 今後も子どもの貧困状況を把握し、支援を行う必要があります。なばりこども地域食堂ネットワーク連絡会を開催することで、市内にある子ども食堂と連携を図り支援につなげます。
- ・ 児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、再発防止のため、関係機関との連携強化を図ります。

②相談支援機能の強化と子どもの居場所づくりの更なる推進

【取組実績】

- ・こども家庭センター「ばりっ子まるまるセンター」を設置し、母子保健と児童福祉の担当者の合同会議による相互の情報共有と連携した支援を実施
- ・放課後児童クラブのスポット利用ができない児童の受入れのため、桔梗が丘西第1集会所を利用した「夏休み子どもの居場所」を開設



こども家庭センター
(ばりっ子まるまるセンター)

【課題とこれからの取組】

- ・こども家庭センターが市民にとって相談しやすい窓口になり、切れ目なく、漏れなく対応できるよう、今後も母子保健と児童福祉が連携協同し、妊娠期から子育てに関する相談を受けられるようにします。
- ・夏休み子どもの居場所の開設の周知期間が短かったため、利用したくても申し込めなかったという意見をいただきました。夏休み子どもの居場所の利用者募集を新年度が始まる前に行い、利用者の増加につなげます。



夏休み子どもの居場所 バルーン

③名張市子ども条例の啓発に係る取組の更なる充実

【取組実績】

- ・教育委員会・学校などの協力により、市内小学校などで行う子ども条例啓発の出前授業の実施校が増加（令和5年度1件⇒令和6年度4件）
- ・子どもの権利を考える週間（11月21日～27日）に名張市立図書館すなおで、子どもの権利と子ども条例に関する特集展示を実施



名張市立図書館すなお
特集展示

【課題とこれからの取組】

- ・子ども条例の認知度がなかなか上がらない状況です。より多くの人に知っていただくため、効果的な周知方法を検討します。また、子どもが自分自身の大切な権利を知る機会を、関係機関の協力を得ながら増やしていきます。



桔梗が丘小学校



薦原小学校



すずらん台小学校



ひばりっ子